

重要事項説明書

1. 園を構成する施設の名称及び所在地

名称 八千代幼稚園

所在地 東京都足立区梅田 1-2-1-8

2. 施設及び設備の概要

園舎（2階建て） 保育室 6 トイレ 2

ホール（2階建て） 屋内遊技場 事務室 園長室 教材室 台所

園庭

第2園庭

3. 開園時間

8時15分～17時15分

4. 保育期と保育時間

1年を次の3期に分ける

(1) 4月1日～8月31日 (2) 9月1日～12月31日 (3) 1月1日～3月31日

1号認定（教育標準時間）保育時間 9時45分～13時45分

5. 休業日

1号認定（教育標準時間）	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民、都民の祝日に関する法律に規定する日 (4) 夏季休業日 7月23日～8月31日まで 冬季休業日 12月23日～1月7日まで 春季休業日 3月23日～4月9日まで
--------------	---

6. 代表者 園長 千葉いづみ

7. 職員の体制（幼稚園教諭・保育士・その他の職員配置）

園長 1名

副園長 1名

幼稚園教諭 クラス数以上（令和7年度は6名）

講師 1名以上（令和7年度は3名）

理事長 1名

バス運転手 1名

8. 施設の目的及び運営方針

幼児を保育し、幼児の健やかな成長と心身の発達を目的とする。

保育事業の運営に関する条例その他関係法令を遵守し事業を実施する。

教育目標

強く・明るく・かしこい子の育成

強い子→少しくらいの事にもくじけず、しっかりとした心と、強い身体を持った子

明るい子→常ににこやかに明るく行動し、豊かな情操を持つ、友達と仲良く遊べる子

かしこい子→良いこと、悪いことなど、物事のけじめがわかり、自主的に行動できる子

9. 定員及び学級数

利用定員			0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
	保育を必要とする子供 (2号・3号)	幼稚園				0	0	0	0	0
		小計(A)				0	0	0	0	0
		認可外保育施設								0
		小計(A)				0	0	0	0	0
	上記以外の 子供(1号)	幼稚園				10	14	30	21	75
		小計(B)				10	14	30	21	75
		合計(A+B)				10	14	30	21	75
	学 級 数				1	1	2	1	6	

10. 教育及び保育の内容

保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現などである。

1 1. 給食

ドリームガーデンズ株式会社による調理業務委託による提供

1 2. 健康管理・検査の内容

5月に内科検診及び歯科検診、毎月身体測定を実施する。

検診については各園医、園歯科医が担当し、結果を保護者へ報告する。

13. 嘱託医の氏名・住所・委託内容

	病 院 名	先 生	電話番号	住 所
内科	あべ内科・小児科	石井昌俊	3886-6017	足立区梅田 1-18-5
歯科	八千代歯科クリニック	千葉栄一	3887-0485	足立区梅田 1-20-7

14. 利用料

(1)入園に際してかかる費用

入園検定料 5,000 円

入園料 100,000 円（入園事務費 90,000 円、施設費 10,000 円）

(2)毎月の費用

3, 4, 5 歳児保育料 25,700 円 特定負担額(教育充実費) 1,300 円

教材費 1,700 円、施設整備費 3,900 円、空調費 400 円

満3歳児保育料 25,700円 特定負担額(教育充実費) 3,000円
施設整備費 3,900円、空調費 400円
※保育料無償化のため足立区在住の場合 33,000円の支払いはない。

(3) その他の費用

八千代会費(6,000円/年) 送迎バス費(2,500円/月利用者のみ)、
制服代(50,000円程度) 防災頭巾(1,500円) 新入園児用品代(6,300円)、
満3クラス教材費(15,300円)、給食費(375円/1回)、遠足代(春の親子遠足、
秋の遠足、年長組お別れ遠足、場所によって代金は変わる)
卒園費(19,800円程度)

※給食費は7,500円まで足立区から補助が出る。

早朝保育は無料、保育後の預かり保育は日額600円、午前保育中の預かり保育は日額900円、長期休暇中の預かり保育は日額1,700円とする。尚、預かり保育は保護者に保育に必要性が認められた場合、足立区より補助が出る。

(4) 子育て相談などの費用は無料とする。

(5) 既納の保育料、入園料等は原則として返還しない

15. 利用する子どもに関して契約している保険または共済の種類、保険事故及び保険金額

株式会社 東京日動火災保険

対人賠償(1名)/(1事故): 1億円/4億円 対物賠償(1事故): 1000万円

16. 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

担当: 市田真理恵 ☎ 3887-0485

17. 緊急時における対応方法

- (1) 園児の病状急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに必要な措置を講じ、保護者に連絡の上必要に応じて受診する。
- (2) 事故が発生した場合は保護者に連絡と同時に、速やかに必要な措置を講じ、必要に応じて受診する。
- (3) 事故の状況や処置について記録し、再発防止のための対策を講じる。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

18. 非常災害対策

非常災害に備えて消防計画等を作成し、避難及び消火に係る訓練を十分に実施する。
緊急時の連絡はコミュナビの連絡ナビ及び171(災害伝言ダイヤル)とする。

19. 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施、又虐待が疑われる場合は届け出等の必要な措置を講じるものとする。